

出先機関の再編整備について（中間報告）

1 趣 旨

情報化、国際化、高齢化など急速な社会経済情勢の変化により、地方自治体においては、事業主体の多様化や量から質への転換、執行方法の見直し等行政全般にわたる様々な変革が今求められている。

本県の出先機関は、昭和31年に地方事務所が廃止されて以来、それぞれの分野別に縦割りの出先機関を設置して今日に至っている。

現在、平成17年3月の市町村合併特例法の期限切れを目途に、市町村合併の動きが県内各地域で進んでおり、基礎自治体である市町村の広域化・機能強化が推進されつつある。

三位一体の改革による厳しい財政状況のもとで、市町村合併等地方行政制度の枠組みの大きな変化に即応していくためには、本庁・出先の機能分担を改めて見直し、地域振興を担う中核機関としての新たな出先機関の再編に取り組んでいく必要がある。

- ・ 地域機関としての機能強化
- ・ 効率的な執行体制の整備
- ・ 職員の意識改革

2 再編の方向

本庁と出先機関の役割分担を明確にするとともに、出先機関への権限委譲を進めるなど、地域振興を総合的かつ効率的に推進するための地域の総合行政機関として組織の再編・機能強化に取り組むこととする。

また、新たに設置する総合出先機関は、本庁各部との横並び組織とすべきである。（地方自治法第155条第1項に基づく地方事務所）

3 所管区域の広域化について

県民の日常生活圏の拡大やより広域的な行政課題への適切な対応、効果的・効率的な事務執行等を考慮すれば、再編にあたっては、現行の所管区域を見直し、より広域化を進めていくことは必要不可欠である。

新たな所管区域の設定の考え方は、地勢、日常生活圏の広がり、既存計画の圏域設定など、広域化の枠組みの視点から考えた場合、県東部、県南部、県西部の概ね

3 圏域に分けられることについては異論がないところである。

県内3圏域（県東部、県南部、県西部）を基本にして、既存の広域計画や市町村合併の状況との整合性を図りながら、所管区域の広域化を進めていく必要があると考えられる。

県南部圏域、県西部圏域については、概ね所管規模としても妥当なものとなっている。

また、地勢的にも本庁から離れており（時間距離も含め）、県民サービスの向上や地域特性を踏まえた施策展開を図る意味からも、それぞれの圏域に、地域における県行政の中核として、また地域振興を担う拠点として、新たに総合事務所を設置することが妥当であると考ええる。

一方、県東部圏域については、所管人口、職員数、業務量から見て、県南部圏域、県西部圏域と同様の総合事務所を設置した場合には、その規模が肥大化し、効率性を阻害する恐れがあること、また、地勢的にも県都徳島市を中心とした人口過密・交通至便地域であり本庁も位置することなどから、効率的な執行体制を確保しつつ総合調整機能等新たな機能を付与する手法については、本庁の活用も含め検討を要する。

4 効率的な執行体制の整備について

かつてない厳しい行財政環境の中で、これまで以上に地域機関としての機能強化、県民サービスの向上を図っていくためには、効率的な執行体制の整備は不可欠である。

再編にあたっては、管理部門の統合やITによる事務執行の効率化、NPO・ボランティアの活用や業務の民間委託などを積極的に推進する必要がある。

また、新たに庁舎を建設するのではなく既存施設を有効に活用しながら、福祉・医療、農林・土木の連携といった機能面からの統合を目指すべきである。

5 行政の総合化について

地域における行政を総合的かつ効率的に推進するためには、現行の縦割り事務所制を廃し総合事務所制として再編するなど、行政の総合化への取組が不可欠である。行政の総合化に向けては、以下の点について留意し、取り組むべきである。

地域特性を踏まえること

圏域によって特性は異なることから、一律ではなく、圏域毎に地域特性に応じた再編整備を行うべきである。

補完性の原理で考えること

地域行政は、まず市町村が担うべきであり、県・市町村全体で地域行政を捉え、県は、市町村を補完する役割を担うべきである。

簡素効率化に逆行しないこと

本庁との二重行政に陥らないよう留意するとともに、専門性の確保と効率的な執行体制を構築するため、できる限り組織の集約化を進めるべきである。

本庁機能の移転を図ること

本庁・出先という従来の発想を転換し、本庁機能も併せ持った地域の総合行政機関の構築を目指すべきである。

県民の目線に立つこと

行政が行ってきたこれまでの発想や行動原則を見つめ直し、県民の目線に立ってしくみづくりを行うべきである。

6 再編の時期・手法について

再編の時期については、県内の市町村合併の進展に呼応する形で、出先機関の再編に取り組む必要がある。

また、再編の手法については、新たな機能の検証や実務上の混乱を避けるため、平成17年4月から、圏域毎に順次実施していくべきであると考えている。

具体的には、既に広域市町村圏として圏域設定がなされており、また南海地震に対応した危機管理機能の強化やインフラの促進など、圏域内の行政課題への早急な取組が求められている県南部圏域をモデルに再編をスタートさせ、順次、県西部圏域、県東部圏域の再編に取り組むこととするべきである。

7 まとめ

今回の出先機関の再編整備は、新たな地方自治の枠組みや県の将来像を見据えたものでなければならない。

他の都道府県にはない、そして他の都道府県がモデルにするようなオンリーワンな取組となるよう期待する。

再編にあたっては、職員のみならず幅広く県民各層の意識改革が重要であり、様々な機会を通じて県民に対する情報発信を行っていくべきである。

本格的な地方分権時代に呼応した本県固有の新しい地域機関の形を構築するため、縮小均衡ではなく未来志向型の再編として、創り替える勇気と気概を持って、積極・果敢に取り組んでいただきたい。

3 圏域

（ 東部圏域 ）

徳島市
鳴門市
小松島市
勝浦郡
名東郡
名西郡
板野郡
阿波郡
麻植郡

（ 南部圏域 ）

阿南市
那賀郡
海部郡

（ 西部圏域 ）

美馬郡
三好郡